

Page	改正後	現行	備考	差異
新:1 旧:1	カード規定	カード規定		
新:1 旧:1	1 カードの利用	1. (カードの利用)	「提携約款の作成・編集に関するガイドライン」にしたがい変更。	変更
新:1 旧:1	普通貯金（利息を付さない旨の約定のある普通貯金無利息型（決済用）、総合口座取引および総合口座(普通貯金無利息型)取引の普通貯金を含みます。以下、同じです。）、貯蓄貯金および JA カードローンについて発行した JA ローンカード（キャッシュカード）（以下、これらを「カード」といいます。）は、 同一名義で当会に開設された全ての 貯金口座または貸越口座について、次の場合に利用することができます。	普通貯金（利息を付さない旨の約定のある普通貯金無利息型（決済用）、総合口座取引および総合口座(普通貯金無利息型)取引の普通貯金を含みます。以下、同じです。）、貯蓄貯金および JA カードローンについて発行した JA ローンカード（キャッシュカード）（以下、これらを「カード」といいます。）は、 それぞれ当該 貯金口座または貸越口座について、次の場合に利用することができます。	店頭に設置された営業店システムのタブレットにて、キャッシュカードを用いて「本人認証」を行う対応を追記。	変更
新:1 旧:1	ただし、カードローンの貸越、返済についての利用は、当会とカードローン取引約定のある場合に限りま す。	ただし、カードローンの貸越、返済についての利用は、当会とカードローン取引約定のある場合に限りま す。		
新:1 旧:1	① 当会、当会が提携した他の農業協同組合（信用農業協同組合連合会を含みます。以下、「提携組合」といいます。） もしくは 当会がオンライン現金自動預入機の共同利_用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下、提携組合も含めて「入金提携先」といいます。）の現金自動貯金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「貯金_機」といいます。）を使用して、 または当会もしくは提携組合の店舗に設置しているタブレット、ピンパッド等の機器を使用して、 カードローンの貸越の返済、普通貯金または貯蓄貯金（以下、これらを「貯金」といいます。）に預入れをする場合（以下、これらの取引を単に「入金」といいます。）	① 当会、当会が提携した他の農業協同組合（信用農業協同組合連合会を含みます。以下、「提携組合」といいます。） および 当会がオンライン現金自動預入機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下、提携組合も含めて「入金提携先」といいます。）の現金自動貯金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「貯金機」といいます。）を使用してカードローンの貸越の返済、普通貯金または貯蓄貯金（以下、これらを「貯金」といいます。）に預入れをする場合（以下、これらの取引を単に「入金」といいます。）	店頭に設置された営業店システムのタブレット等にて、キャッシュカードを用いて「預入れ」を行う対応を追記。	変更
新:1 旧:1	② 当会 もしくは 当会がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下、提携組合を含めて「出金提携先」といいます。）の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「支払機」といいます。）を使用して、 または当会もしくは提携組合の店舗に設置しているタブレット、ピンパッド等の機器を使用して、 カードローンの貸越を受け、または貯金の払戻しをする場合（以下、これらの取引を単に「払戻し」といいます。）	② 当会 および 当会がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下、提携組合も含めて「出金提携先」といいます。）の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「支払機」といいます。）を使用してカードローンの貸越を受け、または貯金の払戻しをする場合（以下、これらの取引を単に「払戻し」といいます。）	店頭に設置された営業店システムのタブレット等にて、キャッシュカードを用いて「払戻し」を行う対応を追記。	変更
新:1 旧:1	③ 当会、提携組合および当会が振込業務について提携した金融機関等の自動振_込機（振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「振込機」といいます。）を使用してカードローンの貸越を受け、または振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合	③ 当会、提携組合および当会が振込業務について提携した金融機関等の自動振込機（振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「振込機」といいます。）を使用してカードローンの貸越を受け、または振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合		
新:1 旧:1	④ 当会と所定の契約を締結し、かつ日本マルチペイメントネットワーク運営機構_所定の収納機関規約を承認のうえ、運営機構に収納機関として登録された法人等（以下「マルチペイメント収納機関」といいます。）に対して、当会の振込機を使用して、カードローンの貸越を受け、または振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、税金・各種料金の払込サービス（以下「Pay-easy（ペイジー）」といいます。）を利用する場合。また、当会と同一都道府県内にある提携組合が所定の契約を締結したマルチペイメント収納機関に対して、当該提携組合の振込機を使用して、カードローンの貸越を受け、または振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、Pay-easy（ペイジー）を利用する場合	④ 当会と所定の契約を締結し、かつ日本マルチペイメントネットワーク運営機構所定の収納機関規約を承認のうえ、運営機構に収納機関として登録された法人等（以下「マルチペイメント収納機関」といいます。）に対して、当会の振込機を使用して、カードローンの貸越を受け、または振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、税金・各種料金の払込サービス（以下「Pay-easy（ペイジー）」といいます。）を利用する場合。また、当会と同一都道府県内にある提携組合が所定の契約を締結したマルチペイメント収納機関に対して、当該提携組合の振込機を使用して、カードローンの貸越を受け、または振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、Pay-easy（ペイジー）を利用する場合		
新:1 旧:1	⑤ 当会 または提携組合の店舗に設置しているタブレット、ピンパッド等の機器を使用して、振込の依頼、届出事項の変更、口座振替の依頼等 を行う場合	⑤ 当会 および提携組合の窓口（窓口端末機接続の暗証番号打鍵装置を設置している窓口に限る。）で入金および払戻し を行う場合	店頭に設置された営業店システムのタブレット等にて、キャッシュカードを用いて「振込」、「届出事項の変更」「口座振替等」を行う対応を追記。	変更
新:2	⑥ 当会 もしくは提携組合の貯金機、支払機もしくは振込機を使用して、または当会もしくは提携組合の店舗において、当会または提携組合の店舗に設置しているタブレット、ピンパッド等の機器を用いて貯金の残高や届出情報を表示する場合		店頭に設置された営業店システムのタブレット等にて、キャッシュカードを用いて「残高」、「届出情報表示」を行う対応を追記。	追加
新:2 旧:2	⑦ その他当会所定の取引をする場合	⑥ その他当会所定の取引をする場合	項番の変更	変更
新:2 旧:2	2 入金	2. (貯金機による入金)	「提携約款の作成・編集に関するガイドライン」にしたがい変更。	変更
新:2 旧:2	(1) 貯金機を使用して入金する場合には、貯金機の画面表示等の操作手順に したが って、貯金機にカード、または通帳（当会および提携組合に限りま す。）を所定の方法で挿入し、現金を投入して操作してください。	(1) 貯金機を使用して入金する場合には、貯金機の画面表示等の操作手順に 従 って、貯金機にカード、または通帳（当会および提携組合に限りま す。）を所定の方法で挿入し、現金を投入して操作してください。	同上	変更
新:2 旧:2	(2) 貯金機による入金は、貯金機の機種により当会および入金提携先所定の種類の紙幣および硬貨に限りま す。また、 1 回あたりの入金は、当会および入金提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。	(2) 貯金機による入金は、貯金機の機種により当会および入金提携先所定の種類の紙幣および硬貨に限りま す。また、 1 回あたりの入金は、当会および入金提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。	同上	変更
新:2	(3) 入金機の代替として、ピンパッドを用いて窓口で入金する際は、当会（提携組合の窓口の場合は、その提携組合）所定の入金票に届出の氏名、金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。なお、入金にあたっての限度額については、前項に定めるとおりとします。		「ピンパッド」用いて、窓口入金する手順を追記。	追加
新:2	(4) 当会または提携組合の店舗においてタブレット等を用いて入金をする際は、店舗に設置されたタブレット等に届出の氏名、金額を入力してください。		店頭に設置された営業店システムのタブレット等にて、キャッシュカードを用いて「入金」を行う対応を追記。	追加
新:2 旧:2	3 払戻し	3. (支払機による払戻し)	支払機と窓口の払戻しについて合わせて記載するため、タイトルを変更。	変更
新:2 旧:2	(1) 支払機を使用して払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に したが って支払機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。	(1) 支払機を使用して払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に 従 って支払機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。	「提携約款の作成・編集に関するガイドライン」にしたがい変更。	変更
新:2 旧:2	(2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当会または出金提携先所定の金額単_位とし、 1 回あたりの払戻しは、当会または出金提携先所定の金額の範囲内とします。なお、 1 日あたりの払戻しは当会所定の金額の範囲内とします。	(2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当会または出金提携先所定の金額単位とし、 1 回あたりの払戻しは、当会または出金提携先所定の金額の範囲内とします。なお、 1 日あたりの払戻しは当会所定の金額の範囲内とします。	同上	変更
新:2 旧:2	(3) 支払機を使用して払戻しをする場合に、払戻請求金額と第5条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。	(3) 支払機を使用して払戻しをする場合に、払戻請求金額と第6条第1項に規定する_自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。	自動機利用手数料金額等を記載した箇所の項番の変更にと もない変更。	変更
旧:2		4. (カードによる窓口での入金および払戻し)	「2 入金」および「3 払戻し」に記載内容を統合したため削除。	削除

Page	改正後	現行	備考	差異
旧:2		<u>(1) カードによる窓口での入金の際は、当会（提携組合の窓口の場合は、その提携組合）所定の入金票に届出の氏名、金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。</u>	「2 入金」に記載内容を統合したため削除。	削除
新:2 旧:2	(4) <u>ピンパッドを用いて窓口で払戻しを行う際には</u> 、当会所定の払戻請求書に金額および届出の氏名を記入のうえ、カードとともに提出してください。 <u>なお、払戻しの際の1回あたりの限度額および限度額超過時の対応は前二項に定めるとおりです。</u>	<u>(2) カードによる窓口での払戻しの際は</u> 、当会所定の払戻請求書に金額および届出の氏名を記入のうえカードとともに提出し、届出の暗証を暗証番号打鍵装置のボタンにより正確に入力してください。	「3 払戻し」に記載内容を統合のうえ、「ピンパッド」を窓口で利用する手順を追記。	変更
新:2	(5) <u>当会または提携組合の店舗においてタブレット等を用いて払戻しをする際は、店舗に設置されたタブレット等に届出の氏名、金額を入力してください。</u>		店頭に設置された営業店システムのタブレット等にて、キャッシュカードを用いて「払戻し」を行う対応を追記。	追加
旧:2		<u>なお、提携組合の窓口での払戻しの際は、カードを提出し、その提携組合所定の手続きに従ってください。</u>	「3 払戻し」に記載内容を統合したため削除。	削除
旧:2		<u>(3) カードによる窓口での入金、払戻しの際の1回あたりの限度額は、当会（提携組合の窓口の場合は、その提携組合）が定めるところによるものとします。</u>	「2 入金」および「3 払戻し」に記載内容を統合したため削除。	削除
旧:2		<u>(4) 窓口でカードにより払戻す場合に、払戻請求金額と第6条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。</u>	「3 払戻し」に記載内容を統合したため削除。	削除
新:2 旧:2	<u>4</u> 振込機による振込	<u>5. (振込機による振込)</u>	「提携約款の作成・編集に関するガイドライン」にしたがい変更。	変更
新:2 旧:2	振込機を使用して振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に <u>したが</u> って、振込機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における貯金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。	振込機を使用して振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に <u>従</u> って、振込機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における貯金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。	同上	変更
新:3 旧:3	<u>5</u> 自動機利用手数料等	<u>6. (自動機利用手数料等)</u>	「提携約款の作成・編集に関するガイドライン」にしたがい変更。	変更
新:3 旧:3	<u>6</u> 代理人による預入れ・払戻しおよび振込	<u>7. (代理人による預入れ・払戻しおよび振込)</u>	「提携約款の作成・編集に関するガイドライン」にしたがい変更。	変更
新:3 旧:3	<u>7</u> 貯金機・支払機・振込機故障時等の取 <u>り</u> 扱い	<u>8. (貯金機・支払機・振込機故障時等の取扱い)</u>	「提携約款の作成・編集に関するガイドライン」にしたがい変更。	変更
新:3 旧:3	停電、故障等により貯金機、支払機もしくは振込機による取 <u>り</u> 扱いができない場合には、カードによる取引を一時行わないことがあります。	停電、故障等により貯金機、支払機もしくは振込機による取扱いができない場合には、でカードによる取引を一時行わないことがあります。	同上	変更
新:3 旧:3	<u>8</u> カードによる入金・払戻し金額等の通帳記入	<u>9. (カードによる入金・払戻し金額等の通帳記入)</u>	「提携約款の作成・編集に関するガイドライン」にしたがい変更。	変更
新:3 旧:3	<u>9 本人確認</u>	<u>10. (カード・暗証の管理等)</u>	「9 本人確認」と「10 カード・暗証番号の管理等」に分離。	変更
新:3 旧:4	(1) 当会は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当会が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当会所定の方法により確認のうえ貯金の払戻しを行います。	(1) 当会は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当会が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当会所定の方法により確認のうえ貯金の払戻しを行います。 <u>当会の窓口においても同様にカードを確認し、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いをいたします。</u>	「9 本人確認」に(2)～(4)の追記にともない、変更。	変更
新:4	<u>(2) カードを、タブレット等を通して本人確認手段として利用する場合は、当会または提携組合所定の操作手順にしたがって、当会または提携組合の所定の端末にカードを挿入し、届出の暗証を正確に入力してください。</u>		店頭に設置された営業店システムのタブレット等にて、キャッシュカードを用いて暗証番号を入力し、「本人認証」を行う対応を追記。	追加
新:4	<u>(3) 当会または提携組合は、前記によりタブレット等に入力された暗証と、届出の暗証との一致を確認することにより本人確認を行うものとします。</u>		同上	追加
新:4	<u>(4) 当会または提携組合所定の場合には、前二項に加え、本人確認書類の提示等当会所定の手続を行うことがあります。</u>		同上	追加
新:4	<u>10 カード・暗証の管理等</u>		「10. (カード・暗証の管理等)」から分離。	追加
新:4 旧:4	(1) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合、または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当会に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる貯金の払戻し停止の措置を講じます。	<u>(2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合、または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当会に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる貯金の払戻し停止の措置を講じます。</u>	項番の変更	変更
新:4	<u>(2) 当会または提携組合が、前記 9の本人確認手続を行ったうえで、払戻し、払戻請求書、諸届その他の書類を取り扱った場合（当会が貯金の払戻しに応じたことを含みます。）は、カードまたは暗証につき事故があっても、そのために生じた損害については、当会は責任を負いません。ただし、後記 11および12に定める場合にはこの限りではありません。</u>		「キャッシュカード+暗証番号」の一致を持って取引を行った場合、カードまたは暗証について事故があっても金融機関は免責となることを追記。	追加
新:4 旧:4	(3) カードの盗難にあった場合には、当会所定の届出書を当会に提出してください。	(3) カードの盗難にあった場合には、当会所定の届出書を当会に提出してください。		
新:4 旧:4	11 <u>偽造カード等による払戻し等</u>	11. <u>(偽造カード等による払戻し等)</u>	「提携約款の作成・編集に関するガイドライン」にしたがい変更。	変更
新:4 旧:4	12 <u>盗難カードによる払戻し等</u>	12. <u>(盗難カードによる払戻し等)</u>	「提携約款の作成・編集に関するガイドライン」にしたがい変更。	変更
新:4	(1) 本人が個人の場合であって、カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについて	(1) 本人が個人の場合であって、カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについて		

Page	改正後	現行	備考	差異
旧:4	は、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当会に対して当該払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。	は、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当会に対して当該払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。		
新:4 旧:4	①_カードの盗難に気づいてからすみやかに、当会への通知が行われていること	① カードの盗難に気づいてからすみやかに、当会への通知が行われていること		
新:4 旧:4	②_当会の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること	② 当会の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること		
新:5 旧:4	③_当会に対し、警察署に被害届を提出していること、その他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること	③ 当会に対し、警察署に被害届を提出していること、その他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること		
新:5 旧:4	(2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当会は、当会へ通知が行われた日の30日（ただし、当会に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。	(2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当会は、当会へ通知が行われた日の30日（ただし、当会に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。		
新:5 旧:4	ただし、当該払い戻しが行われたことについて、当会が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当会が証明した場合には、当会は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。	ただし、当該払戻しが行われたことについて、当会が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当会が証明した場合には、当会は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。	「提携約款の作成・編集に関するガイドライン」にしたがい変更。	変更
新:5 旧:5	(3) 前2項の規定は、第1項にかかる当会への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な貯金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。	(3) 前2項の規定は、第1項にかかる当会への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な貯金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。	同上	変更
新:5 旧:5	(4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当会が証明した場合には、当会は補てん責任を負いません。	(4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当会が証明した場合には、当会は補てん責任を負いません。	同上	変更
新:5 旧:5	13_カードの紛失、届出事項の変更等	13_（カードの紛失、届出事項の変更等）	「提携約款の作成・編集に関するガイドライン」にしたがい変更。	変更
新:5 旧:5	(1) カードを紛失した場合、または氏名、代理人、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当会所定の方法により当会に届出てください。この届出前に生じた損害については、当会は責任を負いません。	(1) カードを紛失した場合、または氏名、代理人、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当会所定の方法により当会に届出てください。この届出前に生じた損害については、当会は責任を負いません。		
新:5 旧:5	(2) 前項の暗証の変更については、貯金機、支払機、振込機（当会および県内の提携組合に限ります。）およびタブレット等により届出ることができます。この場合、貯金機、支払機、振込機およびタブレット等の画面表示等の操作手順にしたがって貯金機、支払機、振込機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証および変更後の暗証を正確に入力してください。この場合、前項にかかわらず、書面による届出は必要ありません。	(2) 前項の暗証の変更については、貯金機、支払機、振込機（当会および県内の提携組合に限ります。）により届出ることができます。この場合、貯金機、支払機、振込機の画面表示等の操作手順に従って貯金機、支払機、振込機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証および変更後の暗証を正確に入力してください。この場合、前項にかかわらず、書面による届出は必要ありません。	店頭に設置された営業店システムのタブレットにて、キャッシュカードの「暗証番号の変更」を行う対応を追記。	変更
新:5 旧:5	(3) 代理人カードの暗証については、本人のほか、本人があらかじめ届出た代理人が変更することができます。ただし、代理人が代理人カードの暗証を変更する場合には、貯金機、支払機、振込機（当会および県内の提携組合に限ります。）を使用するものとします。	(3) 代理人カードの暗証については、本人のほか、本人があらかじめ届出た代理人が変更することができます。ただし、代理人が代理人カードの暗証を変更する場合には、貯金機、支払機、振込機（当会および県内の提携組合に限ります。）を使用するものとします。		
新:6 旧:5	14_カードの再発行等	14_（カードの再発行等）	「提携約款の作成・編集に関するガイドライン」にしたがい変更。	変更
新:6 旧:6	15_貯金機、支払機、振込機への誤入力等	15_（貯金機、支払機、振込機への誤入力等）	「提携約款の作成・編集に関するガイドライン」にしたがい変更。	変更
新:6 旧:6	16_解約、カードの利用停止等	16_（解約、カードの利用停止等）	「提携約款の作成・編集に関するガイドライン」にしたがい変更。	変更
新:6 旧:6	(1) 貯金口座を解約する場合、カードの利用を取りやめる場合、または当会普通貯金規定（普通貯金無利息型(決済用)規定を含みます。以下、同じです。）、総合口座取引規定（総合口座（普通貯金無利息型）取引規定を含みます。以下、同じです。）または貯蓄貯金規定により、貯金口座が解約された場合には、そのカードを当店に返却いただくか、カードの磁気ストライプ部分を切断のうえ破棄してください。	(1) 貯金口座を解約する場合、カードの利用を取りやめる場合、または当会普通貯金規定（普通貯金無利息型(決済用)規定を含みます。以下、同じです。）、総合口座取引規定（総合口座（普通貯金無利息型）取引規定を含みます。以下、同じです。）または貯蓄貯金規定により、貯金口座が解約された場合には、そのカードを当店に返却いただくか、カードの磁気ストライプ部分を切断のうえ破棄してください。	「提携約款の作成・編集に関するガイドライン」にしたがい変更。	変更
新:6 旧:6	(2) カードの改ざん、不正使用など当会がカードの利用を不適当と認めた場合、および暗証相違回数オーバーの場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当会から請求があり次第直ちにカードを当店に返却してください。	(2) カードの改ざん、不正使用など当会がカードの利用を不適当と認めた場合、および暗証相違回数オーバーの場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当会から請求があり次第直ちにカードを当店に返却してください。		
新:6 旧:6	(3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当会から請求があり次第直ちにカードを当店に返却してください。ただし、後記③の場合は、当会_の窓口において当会所定の本人確認書類の提示を受け、当会が本人であることを確認できたときに停止を解除します。	(3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当会から請求があり次第直ちにカードを当店に返却してください。ただし、後記③の場合は、当会の窓口において当会所定の本人確認書類の提示を受け、当会が本人であることを確認できたときに停止を解除します。		
新:6 旧:6	(1) ①_第17_条に定める規定に違反した場合	第17条に定める規定に違反した場合		
新:6 旧:6	②_普通貯金規定、総合口座取引規定または貯蓄貯金規定により貯金口座の貯金取引が停止された場合	① ② 普通貯金規定、総合口座取引規定または貯蓄貯金規定により貯金口座の貯金取引が停止された場合		
新:6 旧:6	③_貯金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当会が別途表示する一定の期間が経過した場合	③ 貯金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当会が別途表示する一定の期間が経過した場合		
新:6 旧:6	④_カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当会が判断した場合	④ カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当会が判断した場合		
新:6 旧:6	17_譲渡、質入れ等の禁止	17_（譲渡、質入れ等の禁止）	「提携約款の作成・編集に関するガイドライン」にしたがい変更。	変更
新:7				
新:7 旧:6	18_規定の適用	18_（規定の適用）	「提携約款の作成・編集に関するガイドライン」にしたがい変更。	変更
新:7 旧:6	(1) この規定に定めのない事項については、当会普通貯金規定、総合口座取引規定または貯蓄貯金規定、ならびにJAカードローン取引約定書、JAカードローン利用規定（ただし、当会とJAカードローン取引約定のある場合に限る。）および振込規定により取り扱います。	(1) この規定に定めのない事項については、当会普通貯金規定、総合口座取引規定または貯蓄貯金規定、ならびにJAカードローン取引約定書、JAカードローン利用規定（ただし、当会とJAカードローン取引約定のある場合に限る。）および振込規定により取扱います。	同上	変更
新:7 旧:6	(2) この規定は民法に定める定型約款に該当します。当会は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。	(2) この規定は民法に定める定型約款に該当します。当会は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。		
新:7 旧:7	(3) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。	(3) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。		
新:7 旧:7	以_上	以_上		

Page	改正後	現行	備考	差異
新:7 旧:7	(2 0 2 6 年 9 月 1 日現在)	(2 0 2 2 年 4 月 1 日現在)		

Page	改正後	現行	備考	差異
新:1 旧:1	ICカード規定	I Cカード規定	「提携約款の作成・編集に関するガイドライン」にしたがい変更。	
新:1 旧:1	1 カードの利用	1. (カードの利用)	「提携約款の作成・編集に関するガイドライン」にしたがい変更。	変更
新:1 旧:1	(1) 普通貯金（利息を付さない旨の約定のある普通貯金無利息型（決済用）、総合口座取引および総合口座(普通貯金無利息型)取引の普通貯金を含みます。以下、同じです。）、貯蓄貯金および IA カードローン（キャッシュカード）について発行したICチップを搭載したICキャッシュカード（以下、これらを「カード」といいます。）は、 同一名義で当会に開設された全ての 貯金口座または貸越口座について、次の場合に利用することができます。	(1) 普通貯金（利息を付さない旨の約定のある普通貯金無利息型（決済用）、総合口座取引および総合口座(普通貯金無利息型)取引の普通貯金を含みます。以下、同じです。）、貯蓄貯金および IA カードローン（キャッシュカード）について発行した IC チップを搭載した IC キャッシュカード（以下、これらを「カード」といいます。）は、 それぞれ当該 貯金口座または貸越口座について、次の場合に利用することができます。	店頭に設置された営業店システムのタブレットにて、キャッシュカードを用いて「本人認証」を行う対応を追記。	変更
新:1 旧:1	ただし、カードローンの貸越、返済についての利用は、当会とカードローン取引約定のある場合に限り ます。	ただし、カードローンの貸越、返済についての利用は、当会とカードローン取引約定のある場合に限り ます。		
新:1 旧:1	① 当会、当会が提携した他の農業協同組合（信用農業協同組合連合会を含みます。以下、「提携組合」といいます。） もしくは 当会がオンライン現金自動預入機の共同利_用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下、提携組合も含めて「入金提携先」といいます。）の現金自動貯金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「貯金_機」といいます。）を使用して、 または当会もしくは提携組合の店舗に設置しているタブレット、ピンパッド等の機器を使用して、 カードローンの貸越の返済、普通貯金または貯蓄貯金（以下、これらを「貯金」といいます。）に預入れをする場合（以下、これらの取引を単に「入金」といいます。）	① 当会、当会が提携した他の農業協同組合（信用農業協同組合連合会を含みます。以下、「提携組合」といいます。） および 当会がオンライン現金自動預入機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下、提携組合も含めて「入金提携先」といいます。）の現金自動貯金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「貯金機」といいます。）を使用してカードローンの貸越の返済、普通貯金または貯蓄貯金（以下、これらを「貯金」といいます。）に預入れをする場合（以下、これらの取引を単に「入金」といいます。）	店頭に設置された営業店システムのタブレット等にて、キャッシュカードを用いて「預入れ」を行う対応を追記。	変更
新:1 旧:1	② _ 当会 もしくは 当会がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下、提携組合も含めて「出金提携先」といいます。）の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「支払機」といいます。）を使用して、 または当会もしくは提携組合の店舗に設置しているタブレット、ピンパッド等の機器を使用して、 カードローンの貸越を受け、または貯金の払戻しをする場合（以下、これらの取引を単に「払戻し」といいます。）	② 当会 および 当会がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下、提携組合も含めて「出金提携先」といいます。）の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「支払機」といいます。）を使用してカードローンの貸越を受け、または貯金の払戻しをする場合（以下、これらの取引を単に「払戻し」といいます。）	店頭に設置された営業店システムのタブレット等にて、キャッシュカードを用いて「払戻し」を行う対応を追記。	変更
新:1 旧:1	③ 当会、提携組合および当会が振込業務について提携した金融機関等の自動振_込機（振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「 振込 機」といいます。）を使用してカードローンの貸越を受け、または振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合	③ 当会、提携組合および当会が振込業務について提携した金融機関等の自動振込機（振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「振込機」といいます。）を使用してカードローンの貸越を受け、または振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合		
新:1 旧:1	④ 当会と所定の契約を締結し、かつ日本マルチペイメントネットワーク運営機構_ _ 所定の収納機関規約を承認のうえ、運営機構に収納機関として登録された法人等（以下「マルチペイメント収納機関」といいます。）に対して、当会の振込機を使用して、カードローンの貸越を受け、または振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、税金・各種料金の払込サービス（以下「Pay-easy（ペイジー）」といいます。）を利用する場合。また、当会と同一都道府県内にある提携組合が所定の契約を締結したマルチペイメント収納機関に対して、当該提携組合の振込機を使用して、カードローンの貸越を受け、または振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、Pay-easy（ペイジー）を利用する場合	④ 当会と所定の契約を締結し、かつ日本マルチペイメントネットワーク運営機構所定の収納機関規約を承認のうえ、運営機構に収納機関として登録された法人等（以下「マルチペイメント収納機関」といいます。）に対して、当会の振込機を使用して、カードローンの貸越を受け、または振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、税金・各種料金の払込サービス（以下「Pay-easy（ペイジー）」といいます。）を利用する場合。また、当会と同一都道府県内にある提携組合が所定の契約を締結したマルチペイメント収納機関に対して、当該提携組合の振込機を使用して、カードローンの貸越を受け、または振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、Pay-easy（ペイジー）を利用する場合		
新:2 旧:1	⑤ 当会 または 提携組合の 店舗に設置しているタブレット、ピンパッド等の機器を使用して、振込の依頼、届出事項の変更、口座振替の依頼等 を行う場合	⑤ 当会 および 提携組合の 窓口（窓口端末機接続の暗証番号打鍵装置を設置している窓口に限る。）で入金 および 払戻し を行う場合	店頭に設置された営業店システムのタブレット等にて、キャッシュカードを用いて「振込」、「届出事項の変更」口座振替の依頼等」を行う対応を追記。	変更
新:2	⑥ 当会 もしくは提携組合の貯金機、支払機もしくは振込機を使用して、または当会もしくは提携組合の店舗において、当会または提携組合の店舗に設置しているタブレット、ピンパッド等の機器を用いて貯金の残高や届出情報を表示する場合		店頭に設置された営業店システムのタブレット等にて、キャッシュカードを用いて「残高」、「届出情報表示」を行う対応を追記。	追加
新:2 旧:1	⑦ その他当会所定の取引をする場合	_ ⑥_ その他当会所定の取引をする場合	項番の変更	変更
新:2 旧:2	2 入金	2. (貯金機による入金)	「提携約款の作成・編集に関するガイドライン」にしたがい変更。	変更
新:2 旧:2	(1) 貯金機を使用して入金する場合には、貯金機の画面表示等の操作手順に したが って、貯金機にカードまたは通帳（当会および提携組合に限ります。）を所定の方法で挿入し、現金を投入して操作してください。	(1) 貯金機を使用して入金する場合には、貯金機の画面表示等の操作手順に 従 って、貯金機にカードまたは通帳（当会および提携組合に限ります。）を所定の方法で挿入し、現金を投入して操作してください。	同上	変更
新:2 旧:2	(2) 貯金機による入金は、貯金機の機種により当会および入金提携先所定の種類の紙幣および硬貨に限り ます。また、1回あたりの入金は、当会および入金提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。	(2) 貯金機による入金は、貯金機の機種により当会および入金提携先所定の種類の紙幣および硬貨に限り ます。また、 1 回あたりの入金は、当会および入金提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。	同上	変更
新:2	(3) 入金機の代替として、ピンパッドを用いて窓口で入金する際は、当会（提携組合の窓口の場合は、その提携組合）所定の入金票に届出の氏名、金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。なお、入金にあたっての限度額については、前項に定めるとおりとします。		「ピンパッド」用いて、窓口入金する手順を追記。	追加
新:2	(4) 当会または提携組合の店舗においてタブレット等を用いて入金をする際は、店舗に設置されたタブレット等に届出の氏名、金額を入力してください。		店頭に設置された営業店システムのタブレット等にて、キャッシュカードを用いて「入金」を行う対応を追記。	追加
新:2 旧:22	3 払戻し	3. (支払機による払戻し)	支払機と窓口の払戻しについて合わせて記載するため、タイトルを変更。	変更
新:2 旧:2	(1) 支払機を使用して払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に したが って支払機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。	(1) 支払機を使用して払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に 従 って支払機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。	「提携約款の作成・編集に関するガイドライン」にしたがい変更。	変更
新:2 旧:2	(2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当会または出金提携先所定の金額単位とし、 1 回あたりの払戻しは、当会または出金提携先所定の金額の範囲内とします。なお、 1 日あたりの払戻しは当会所定の金額の範囲内とします。	(2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当会または出金提携先所定の金額単位とし、 1 回あたりの払戻しは、当会または出金提携先所定の金額の範囲内とします。なお、 1 日あたりの払戻しは当会所定の金額の範囲内とします。	同上	変更
新:2 旧:2	(3) 支払機を使用して払戻しをする場合に、払戻請求金額と第5条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。	(3) 支払機を使用して払戻しをする場合に、払戻請求金額と第6条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。	自動機利用手数料金額等を記載した箇所の項番の変更にと もない変更。	変更

Page	改正後	現行	備考	差異
旧:2				
旧:2		<u>4. (カードによる窓口での入金および払戻し)</u>	「2 入金」および「3 払戻し」に記載内容を統合したため削除。	削除
旧:2		<u>(1) カードによる窓口での入金の際は、当会（提携組合の窓口の場合は、その提携組合）所定の入金票に届出の氏名、金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。</u>	「2 入金」に記載内容を統合したため削除。	削除
新:2 旧:2	(4) <u>ピンパッドを用いて窓口で払戻しを行う際には</u> 、当会所定の払戻請求書に金額および届出の氏名を記入のうえ、カードとともに提出してください。 <u>なお、払戻しの際の1回あたりの限度額および限度額超過時の対応は前二項に定めるとおりです。</u>	(2) <u>カードによる窓口での払戻しの際は</u> 、当会所定の払戻請求書に金額および届出の氏名を記入のうえカードとともに提出し、届出の暗証を暗証番号打鍵装置のボタンにより正確に入力してください。	「3 払戻し」に記載内容を統合のうえ、「ピンパッド」を窓口で利用する手順を追記。	変更
新:2	(5) <u>当会または提携組合の店舗においてタブレット等を用いて払戻しをする際は、店舗に設置されたタブレット等に届出の氏名、金額を入力してください。</u>		店頭に設置された営業店システムのタブレット等にて、キャッシュカードを用いて「払戻し」を行う対応を追記。	追加
旧:2		<u>なお、提携組合の窓口での払戻しの際は、カードを提出し、その提携組合所定の手続きに従ってください。</u>	「3 払戻し」に記載内容を統合したため削除。	削除
旧:2		<u>(3) カードによる窓口での入金、払戻しの際の1回あたりの限度額は、当会（提携組合の窓口の場合は、その提携組合）が定めるところによるものとします。</u>	「2 入金」および「3 払戻し」に記載内容を統合したため削除。	削除
旧:2		<u>(4) 窓口でカードにより払戻す場合に、払戻請求金額と第6条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。</u>	「3 払戻し」に記載内容を統合したため削除。	削除
新:3 旧:2	<u>4</u> 振込機による振込	<u>5. (振込機による振込)</u>	「提携約款の作成・編集に関するガイドライン」にしたがい変更。	変更
新:3 旧:2	振込機を使用して振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に <u>したが</u> って、振込機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における貯金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。	振込機を使用して振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に <u>従</u> って、振込機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における貯金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。	同上	変更
新:3 旧:3	<u>5</u> 自動機利用手数料等	<u>6. (自動機利用手数料等)</u>	「提携約款の作成・編集に関するガイドライン」にしたがい変更。	変更
新:3 旧:3	<u>6</u> 代理人による預入れ・払戻しおよび振込	<u>7. (代理人による預入れ・払戻しおよび振込)</u>	「提携約款の作成・編集に関するガイドライン」にしたがい変更。	変更
新:3 旧:3	(1) 代理人（本人と生計をともにする親族、法定代理人のどちらか <u>1</u> 名に限ります。）による貯金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合には、本人から代理人の氏名、暗証を届出てください。この場合、当会は代理人のためのカード（以下、「代理人カード」といいます。）を発行します。	(1) 代理人（本人と生計をともにする親族、法定代理人のどちらか <u>1</u> 名に限ります。）による貯金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合には、本人から代理人の氏名、暗証を届出てください。この場合、当会は代理人のためのカード（以下、「代理人カード」といいます。）を発行します。	同上	変更
新:3 旧:3	(2) 代理人カードにより振込の依頼をする場合には、振込依頼人名は本人名義となります。	(2) 代理人カードにより振込の依頼をする場合には、振込依頼人名は本人名義となります。		
新:3 旧:3	(3) 代理人のカードの利用についても、この規定を適用します。ただし、代理人カードでカードローンの貸越を行うことはできません。	(3) 代理人のカードの利用についても、この規定を適用します。ただし、代理人カードでカードローンの貸越を行うことはできません。		
新:3 旧:3	<u>7</u> 貯金機・支払機・振込機故障時等の取 <u>り</u> 扱い	<u>8. (貯金機・支払機・振込機故障時等の取扱い)</u>	「提携約款の作成・編集に関するガイドライン」にしたがい変更。	変更
新:3 旧:3	停電、故障等により貯金機、支払機もしくは振込機による取 <u>り</u> 扱いができない場合には、カードによる取引を一時行わないことがあります。	停電、故障等により貯金機、支払機もしくは振込機による取扱いができない場合には、カードによる取引を一時行わないことがあります。	同上	変更
新:3 旧:3	<u>8</u> カードによる入金・払戻し金額等の通帳記入	<u>9. (カードによる入金・払戻し金額等の通帳記入)</u>	「提携約款の作成・編集に関するガイドライン」にしたがい変更。	変更
新:3 旧:3	カードにより入金した金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額 <u>および</u> 振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当会および全国の提携組合の貯金機、振込機、支払機もしくは通帳記帳機で使用された場合または当会本支店（所）および全国の提携組合の窓口に提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。	カードにより入金した金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額、 <u>振込手数料金額</u> の通帳記入は、通帳が当会および全国の提携組合の貯金機、振込機、支払機もしくは通帳記帳機で使用された場合または当会本支店（所）および全国の提携組合の窓口に提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。	同上	変更
新:4 旧:4				
新:4	<u>9 本人確認</u>		店頭に設置された営業店システムのタブレット等にて、キャッシュカードを用いて暗証番号を入力し、「本人認証」を行う対応を追記。	追加
新:4	(1) <u>当会は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当会が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当会所定の方法により確認のうえ貯金の払戻しを行います。</u>		同上	追加
新:4	(2) <u>カードを、タブレット等を通して本人確認手段として利用する場合は、当会または提携組合所定の操作手順にしたがって、当会または提携組合の所定の端末にカードを挿入し、届出の暗証を正確に入力してください。</u>		同上	追加
新:4	(3) <u>当会または提携組合は、前記によりタブレット等に入力された暗証と、届出の暗証との一致を確認することにより本人確認を行うものとします。</u>		同上	追加
新:4	(4) <u>当会または提携組合所定の場合には、前二項に加え、本人確認書類の提示等当会所定の手続を行うことがあります。</u>		同上	追加
新:4 旧:3	10 <u>カード・暗証の管理等</u>	10. <u>(カード・暗証の管理等)</u>	「提携約款の作成・編集に関するガイドライン」にしたがい変更。	変更
旧:3		<u>(1) 当会は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードの電磁的または電子的情報が、当会が本人に交付したカードに関して登録されている電磁的または電子的情報と一致すること、および入力された暗証と届出</u>	「9 本人確認」の追記にともない、削除。	削除

Page	改正後	現行	備考	差異
		<u>の暗証とが一致することを当会所定の方法により確認のうえ払戻しを行います。当会の窓口においても同様にカードを確認し、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いをいたします。</u>		
新:4 旧:4	(1) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当会に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる貯金の払戻し停止の措置を講じます。	<u>(2)</u> カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当会に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる貯金の払戻し停止の措置を講じます。	項番の変更	変更
新:4	(2) <u>当会または提携組合が、前記 9の本人確認手続を行ったうえで、払戻し、払戻請求書、諸届その他の書類を取り扱った場合（当会が預金の払戻しに応じたことを含みます。）は、カードまたは暗証につき事故があっても、そのために生じた損害については、当会は責任を負いません。ただし、後記 11および12 に定める場合にはこの限りではありません。</u>		「キャッシュカード+暗証番号」の一致を持って取引を行った場合、カードまたは暗証について事故があっても金融機関は免責となることを追記。	追加
新:4 旧:4	(3) カードの盗難にあった場合には、当会所定の届出書を当会に提出してください。	(3) カードの盗難にあった場合には、当会所定の届出書を当会に提出してください。		
新:4 旧:4	11_偽造カード等による払戻し等	11_ <u>(偽造カード等による払戻し等)</u>	「提携約款の作成・編集に関するガイドライン」にしたがい変更。	変更
新:4 旧:4	12_盗難カードによる払戻し等	12_ <u>(盗難カードによる払戻し等)</u>	「提携約款の作成・編集に関するガイドライン」にしたがい変更。	変更
新:5 旧:4	(1) 本人が個人の場合であって、カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当会に対して当該払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。	(1) 本人が個人の場合であって、カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当会に対して当該払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。		
新:4 旧:4	① カードの盗難に気づいてからすみやかに、当会への通知が行われていること	① カードの盗難に気づいてからすみやかに、当会への通知が行われていること		
新:4 旧:4	② 当会の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること	② 当会の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること		
新:5 旧:4	③ 当会に対し、警察署に被害届を提出していること、その他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること	③ 当会に対し、警察署に被害届を提出していること、その他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること		
新:5 旧:4	(2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当会は、当会へ通知が行われた日の30日（ただし、当会に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。	(2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当会は、当会へ通知が行われた日の30日（ただし、当会に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。		
新:5 旧:4	ただし、当該払い戻しが行われたことについて、当会が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当会が証明した場合には、当会は補てん対象額の <u>4分の3</u> に相当する金額を補てんするものとします。	ただし、当該払戻しが行われたことについて、当会が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当会が証明した場合には、当会は補てん対象額の <u>4分の3</u> に相当する金額を補てんするものとします。	「提携約款の作成・編集に関するガイドライン」にしたがい変更。	変更
新:5 旧:4	(3) 前 <u>2</u> 項の規定は、第 <u>1</u> 項にかかる当会への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な貯金払戻しが最初に行われた日。）から、 <u>2</u> 年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。	(3) 前 <u>2</u> 項の規定は、第 <u>1</u> 項にかかる当会への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な貯金払戻しが最初に行われた日。）から、 <u>2</u> 年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。	同上	変更
新:5 旧:5	(4) 第 <u>2</u> 項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当会が証明した場合には、当会は補てん責任を負いません。	(4) 第 <u>2</u> 項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当会が証明した場合には、当会は補てん責任を負いません。	同上	変更
新:5 旧:5	13_カードの紛失、届出事項の変更等	13_ <u>(カードの紛失、届出事項の変更等)</u>	「提携約款の作成・編集に関するガイドライン」にしたがい変更。	変更
新:5 旧:5	(1) カードを紛失した場合または氏名、代理人、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当会所定の方法により当会に届出てください。この届出前に生じた損害については、当会は責任を負いません。	(1) カードを紛失した場合または氏名、代理人、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当会所定の方法により当会に届出てください。この届出前に生じた損害については、当会は責任を負いません。		
新:5 旧:5	(2) 前項の暗証の変更については、貯金機、支払機、振込機（当会および県内の提携組合に限ります。） <u>およびタブレット等</u> により届出ることができます。この場合、貯金機、支払機、振込機 <u>およびタブレット等</u> の画面表示等の操作手順に <u>したがって</u> 貯金機、支払機、振込機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証および変更後の暗証を正確に入力してください。この場合、前項にかかわらず、書面による届出は必要ありません。	(2) 前項の暗証の変更については、貯金機、支払機、振込機（当会および県内の提携組合に限ります。）により届出ることができます。この場合、貯金機、支払機、振込機の画面表示等の操作手順に <u>従って</u> 貯金機、支払機、振込機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証および変更後の暗証を正確に入力してください。この場合、前項にかかわらず、書面による届出は必要ありません。	店頭に設置された営業店システムのタブレットにて、キャッシュカードの「暗証番号の変更」を行う対応を追記。	変更
新:5 旧:5	(3) 代理人カードの暗証については、本人のほか、本人があらかじめ届け出た代理人が変更することができます。ただし、代理人が代理人カードの暗証を変更する場合には、貯金機、支払機、振込機（当会および県内の提携組合に限ります。）を使用するものとします。	(3) 代理人カードの暗証については、本人のほか、本人があらかじめ届け出た代理人が変更することができます。ただし、代理人が代理人カードの暗証を変更する場合には、貯金機、支払機、振込機（当会および県内の提携組合に限ります。）を使用するものとします。		
新:6 旧:5	14_カードの再発行等	14_ <u>(カードの再発行等)</u>	「提携約款の作成・編集に関するガイドライン」にしたがい変更。	変更
新:6 旧:5	(1) カードの盗難、紛失等の場合およびカード利用中においてカード <u>IC</u> 損傷、カード変形、暗証相違回数オーバーによりカード利用不能となった場合のカードの再発行は、当会所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。	(1) カードの盗難、紛失等の場合およびカード利用中においてカード <u>IC</u> 損傷、カード変形、暗証相違回数オーバーによりカード利用不能となった場合のカードの再発行は、当会所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。	同上	変更
新:6 旧:5	(2) カードを再発行する場合には、当会所定の再発行手数料をいただきます。	(2) カードを再発行する場合には、当会所定の再発行手数料をいただきます。		
新:6 旧:5	15_貯金機、支払機、振込機への誤入力等	15_ <u>(貯金機、支払機、振込機への誤入力等)</u>	「提携約款の作成・編集に関するガイドライン」にしたがい変更。	変更
新:6 旧:6	16_解約、カードの利用停止等	16_ <u>(解約、カードの利用停止等)</u>	「提携約款の作成・編集に関するガイドライン」にしたがい変更。	変更
新:6 旧:6	(1) 貯金口座を解約する場合、カードの利用を取りやめる場合、または当会普通貯金規定（普通貯金無利息型(決済用)規定を含みます。以下、同じです。）、総合口座取引規定（総合口座（普通貯金無利息型）取引規定を含みます。以下、同じです。）または貯蓄貯金規定により、貯金口座が解約された場合には、そのカードを当店に返却いただくか、カードの <u>IC</u> 部分を切断のうえ破棄してください。	(1) 貯金口座を解約する場合、カードの利用を取りやめる場合、または当会普通貯金規定（普通貯金無利息型(決済用)規定を含みます。以下、同じです。）、総合口座取引規定（総合口座（普通貯金無利息型）取引規定を含みます。以下、同じです。）または貯蓄貯金規定により、貯金口座が解約された場合には、そのカードを当店に返却いただくか、カードの <u>IC</u> 部分を切断のうえ破棄してください。	同上	変更
新:6 旧:6	(2) カードの改ざん、不正使用など当会がカードの利用を不適当と認めた場合、および暗証相違回数オーバーの場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当会から請求があり次第直ちにカードを当店に	(2) カードの改ざん、不正使用など当会がカードの利用を不適当と認めた場合、および暗証相違回数オーバーの場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当会から請求があり次第直ちにカードを当店に		

Page	改正後	現行	備考	差異
	場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当会から請求があり次第直ちにカードを当店に返却してください。	返却してください。		
新:6 旧:6	(3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当会から請求があり次第直ちにカードを当店に返却してください。ただし、後記③の場合は、当会_の窓口において当会所定の本人確認書類の提示を受け、当会が本人であることを確認できたときに停止を解除します。	(3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当会から請求があり次第直ちにカードを当店に返却してください。ただし、後記③の場合は、当会の窓口において当会所定の本人確認書類の提示を受け、当会が本人であることを確認できたときに停止を解除します。		
新:6 旧:6	①_第17_条に定める規定に違反した場合	① 第 17 条に定める規定に違反した場合		
新:6 旧:6	②_普通貯金規定、総合口座取引規定または貯蓄貯金規定により貯金口座の貯金取引が停止された場合	② 普通貯金規定、総合口座取引規定または貯蓄貯金規定により貯金口座の貯金取引が停止された場合		
新:6 旧:6	③_貯金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当会が別途表示する一定の期間が経過した場合	③ 貯金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当会が別途表示する一定の期間が経過した場合		
新:6 旧:6	④_カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当会が判断した場合	④ カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当会が判断した場合		
新:6 旧:6	17_譲渡、質入れ等の禁止	17_ <u>(譲渡、質入れ等の禁止)</u>	「提携約款の作成・編集に関するガイドライン」にしたがい変更。	変更
新:7 旧:6	18_規定の適用	18_ <u>(規定の適用)</u>	「提携約款の作成・編集に関するガイドライン」にしたがい変更。	変更
新:7 旧:6	(1) この規定に定めのない事項については、当会普通貯金規定、総合口座取引規定または貯蓄貯金規定、ならびに <u>JA</u> カードローン取引約定書、 <u>JA</u> カードローン利用規定（ただし、当会と <u>JA</u> カードローン取引約定のある場合に限る。）および振込規定により取 <u>り</u> 扱います。	(1) この規定に定めのない事項については、当会普通貯金規定、総合口座取引規定または貯蓄貯金規定、ならびに <u>JA</u> カードローン取引約定書、 <u>JA</u> カードローン利用規定（ただし、当会と <u>JA</u> カードローン取引約定のある場合に限る。）および振込規定により取扱います。	同上	変更
新:7 旧:6	(2) この規定は民法に定める定型約款に該当します。当会は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。	(2) この規定は民法に定める定型約款に該当します。当会は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。		
新:7 旧:6	(3) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。	(3) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。		
新:7 旧:6	以_ <u>上</u>	以_ <u>上</u>		
新:7 旧:6	(2 0 2 6 年 9 月 1 日 現在)	(2 0 2 2 年 4 月 1 日 現在)		

Page	改正後	現行	備考	差異
新:1 旧:1	法人用 IC カード規定	法人用 I Cカード規定	「法人用 IC カード規定」の改正内容は「提携約款の作成・編集に関するガイドライン」にしたがい表現を変更（文字の半角統一等）したものであり、内容の改正は無し。以下記載の変更・追加についても同様。	変更
新:1 旧:1	1_ カードの利用	1_ (カードの利用)		変更
新:1 旧:1	普通貯金（利息を付さない旨の約定のある普通貯金無利息型（決済用）を含みます。以下、同じです。）について発行した IC チップを搭載した IC キャッシュカード（以下、「カード」といいます。）は、当該貯金口座について、次の場合に利用することができます。	普通貯金（利息を付さない旨の約定のある普通貯金無利息型（決済用）を含みます。以下、同じです。）について発行した I Cチップを搭載した I Cキャッシュカード（以下、「カード」といいます。）は、当該貯金口座について、次の場合に利用することができます。		変更
新:1 旧:1	① 当会および当会が提携した県内の他の農業協同組合（信用農業協同組合連合会を含みます。以下、「提携組合」といいます。）の現金自動貯金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「貯金機」といいます。）を使用して普通貯金に預入れをする場合（以下、この取引を単に「入金」といいます。）	① 当会および当会が提携した県内の他の農業協同組合（信用農業協同組合連合会を含みます。以下、「提携組合」といいます。）の現金自動貯金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「貯金機」といいます。）を使用して普通貯金に預入れをする場合（以下、この取引を単に「入金」といいます。）		
新:1 旧:1	② 当会および提携組合の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「支払機」といいます。）を使用して普通貯金の払戻しをする場合（以下、この取引を単に「払戻し」といいます。）	② 当会および提携組合の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「支払機」といいます。）を使用して普通貯金の払戻しをする場合（以下、この取引を単に「払戻し」といいます。）		
新:1 旧:1	③ 当会および提携組合の自動振込機（振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「振込機」といいます。）を使用して振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合	③ 当会および提携組合の自動振込機（振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「振込機」といいます。）を使用して振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合		
新:1 旧:1	④ 当会と所定の契約を締結し、かつ日本マルチペイメントネットワーク運営機構所定の収納機関規約を承認のうえ、運営機構に収納機関として登録された法人等（以下「マルチペイメント収納機関」といいます。）に対して、当会の振込機を使用して振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、税金・各種料金の払込サービス（以下「Pay-easy（ペイジー）」といいます。）を利用する場合。また、当会と同一都道府県内にある提携組合が所定の契約を締結したマルチペイメント収納機関に対して、当該提携組合の振込機を使用して振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、Pay-easy（ペイジー）を利用する場合	④ 当会と所定の契約を締結し、かつ日本マルチペイメントネットワーク運営機構所定の収納機関規約を承認のうえ、運営機構に収納機関として登録された法人等（以下「マルチペイメント収納機関」といいます。）に対して、当会の振込機を使用して振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、税金・各種料金の払込サービス（以下「Pay-easy（ペイジー）」といいます。）を利用する場合。また、当会と同一都道府県内にある提携組合が所定の契約を締結したマルチペイメント収納機関に対して、当該提携組合の振込機を使用して振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、Pay-easy（ペイジー）を利用する場合		
新:1 旧:1	⑤ 当会および提携組合の窓口（窓口端末機接続の暗証番号打鍵装置を設置している窓口に限る。）で入金および払戻しを行う場合	⑤ 当会および提携組合の窓口（窓口端末機接続の暗証番号打鍵装置を設置している窓口に限る。）で入金および払戻しを行う場合		
新:1 旧:1	⑥ その他当会所定の取引をする場合	⑥ その他当会所定の取引をする場合		
新:1 旧:1	2_ 貯金機による入金	2_ (貯金機による入金)		変更
新:1 旧:1	(1) 貯金機を使用して入金する場合には、貯金機の画面表示等の操作手順にしたがって、貯金機にカードまたは通帳（当会および提携組合に限ります。）を所定の方法で挿入し、現金を投入して操作してください。	(1) 貯金機を使用して入金する場合には、貯金機の画面表示等の操作手順に従って、貯金機にカードまたは通帳（当会および提携組合に限ります。）を所定の方法で挿入し、現金を投入して操作してください。		変更
新:1 旧:1	(2) 貯金機による入金は、貯金機の機種により当会および提携組合所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1 回あたりの入金は、当会および提携組合所定の枚数による金額の範囲内とします。	(2) 貯金機による入金は、貯金機の機種により当会および提携組合所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1 回あたりの入金は、当会および提携組合所定の枚数による金額の範囲内とします。		変更
新:1 旧:1	3_ 支払機による払戻し	3_ (支払機による払戻し)		変更
新:2 旧:2	(1) 支払機を使用して払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順にしたがって支払機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。	(1) 支払機を使用して払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って支払機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。		変更
新:2 旧:2	(2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当会または提携組合所定の金額単位とし、1 回あたりの払戻しは、当会または提携組合の所定の金額の範囲内とします。なお、1 日あたりの払戻しは当会所定の金額の範囲内とします。	(2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当会または提携組合所定の金額単位とし、1 回あたりの払戻しは、当会または提携組合の所定の金額の範囲内とします。なお、1 日あたりの払戻しは当会所定の金額の範囲内とします。		変更
新:2 旧:2	(3) 支払機を使用して払戻しをする場合に、払戻請求金額と第 6 条第 1 項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。	(3) 支払機を使用して払戻しをする場合に、払戻請求金額と第 6 条第 1 項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。		変更
新:2 旧:2	4_ カードによる窓口での入金および払戻し	4_ (カードによる窓口での入金および払戻し)		変更
新:2 旧:2	(1) カードによる窓口での入金の際は、当会（提携組合の窓口の場合は、その提携組合）所定の入金票に届出の法人名、金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。	(1) カードによる窓口での入金の際は、当会（提携組合の窓口の場合は、その提携組合）所定の入金票に届出の法人名、金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。		
新:2 旧:2	(2) カードによる窓口での払戻しの際は、当会所定の払戻請求書に金額および届出の法人名を記入のうえ、カードとともに提出し、届出の暗証を暗証番号打鍵装置のボタンにより正確に入力してください。	(2) カードによる窓口での払戻しの際は、当会所定の払戻請求書に金額および届出の法人名を記入のうえ、カードとともに提出し、届出の暗証を暗証番号打鍵装置のボタンにより正確に入力してください。		
新:2 旧:2	なお、提携組合の窓口での払戻しの際は、カードを提出し、その提携組合所定の手続きにしたがってください。	なお、提携組合の窓口での払戻しの際は、カードを提出し、その提携組合所定の手続きに従ってください。		変更
新:2 旧:2	(3) カードによる窓口での入金、払戻しの際の 1 回あたりの限度額は、当会（提携組合の窓口の場合は、その提携組合）が定めるところによるものとします。	(3) カードによる窓口での入金、払戻しの際の 1 回あたりの限度額は、当会（提携組合の窓口の場合は、その提携組合）が定めるところによるものとします。		変更
新:2 旧:2	(4) 窓口でカードにより払戻す場合に、払戻請求金額と第 6 条第 1 項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額を超えるときは、その払戻しはできません。	(4) 窓口でカードにより払戻す場合に、払戻請求金額と第 6 条第 1 項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額を超えるときは、その払戻しはできません。		変更
新:2 旧:2	5_ 振込機による振込	5_ (振込機による振込)		変更
新:2 旧:2	振込機を使用して振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順にしたがって、振込機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における普通貯金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。	振込機を使用して振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における普通貯金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。		変更
新:2	6_ 自動機利用手数料等	6_ (自動機利用手数料等)		変更

Page	改正後	現行	備考	差異
旧:2				
新:2 旧:2	(1) 貯金機を使用して入金する場合、貯金機、支払機または振込機を使用して払戻しをする場合（カードによる窓口での入金および払戻しを含みます。）には、当会および提携組合所定の貯金機、支払機および振込機の利用に関する手数料（以下、「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。	(1) 貯金機を使用して入金する場合、貯金機、支払機または振込機を使用して払戻しをする場合（カードによる窓口での入金および払戻しを含みます。）には、当会および提携組合所定の貯金機、支払機および振込機の利用に関する手数料（以下、「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。		
新:2 旧:2	(2) 自動機利用手数料は、入金および払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その入金および払戻しをした貯金口座から自動的に引落します。	(2) 自動機利用手数料は、入金および払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その入金および払戻しをした貯金口座から自動的に引落します。		
新:2 旧:2	(3) 振込手数料は、振込資金の貯金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした貯金口座から自動的に引落します。	(3) 振込手数料は、振込資金の貯金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした貯金口座から自動的に引落します。		
新:3 旧:3	7 __ 代理人による入金・払戻しおよび振込	7 __ (代理人による入金・払戻しおよび振込)		変更
新:3 旧:3	(1) 代理人（ 1 名に限ります。）による貯金の入金・払戻しおよび振込の依頼をする場合には、届出の法人から代理人の氏名、暗証を届出てください。この場合、当会は代理人のためのカード（以下、「代理人カード」といいます。）を発行します。	(1) 代理人（ 1 名に限ります。）による貯金の入金・払戻しおよび振込の依頼をする場合には、届出の法人から代理人の氏名、暗証を届出てください。この場合、当会は代理人のためのカード（以下、「代理人カード」といいます。）を発行します。		変更
新:3 旧:3	(2) 代理人カードにより振込の依頼をする場合には、振込依頼人名は届出の法人名義となります。	(2) 代理人カードにより振込の依頼をする場合には、振込依頼人名は届出の法人名義となります。		
新:3 旧:3	(3) 代理人のカードの利用についても、この規定を適用します。	(3) 代理人のカードの利用についても、この規定を適用します。		
新:3 旧:3	8 __ 貯金機・支払機・振込機故障時等の取 り 扱い	8 __ (貯金機・支払機・振込機故障時等の取扱い)		変更
新:3 旧:3	停電、故障等により貯金機、支払機もしくは振込機による取 り 扱いができない場合には、カードによる取引を一時行わないことがあります。	停電、故障等により貯金機、支払機もしくは振込機による取扱いができない場合には、カードによる取引を一時行わないことがあります。		追加
新:3 旧:3	9 __ カードによる入金・払戻し金額等の通帳記入	9 __ (カードによる入金・払戻し金額等の通帳記入)		変更
新:3 旧:3	10__ カード・暗証の管理等	10__ (カード・暗証の管理等)		変更
新:3 旧:3	(1) 当会は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードの電磁的または電子的情報が、当会が交付したカードに関して登録されている電磁的または電子的情報と一致すること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当会所定の方法により確認のうえ払戻しを行います。当会の窓口においても同様にカードを確認し、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取 り 扱いをいたします。	(1) 当会は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードの電磁的または電子的情報が、当会が交付したカードに関して登録されている電磁的または電子的情報と一致すること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当会所定の方法により確認のうえ払戻しを行います。当会の窓口においても同様にカードを確認し、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いをいたします。		追加
新:3 旧:3	(2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに届出の法人から当会に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる貯金の払戻し停止の措置を講じます。	(2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに届出の法人から当会に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる貯金の払戻し停止の措置を講じます。		
新:3 旧:3	(3) カードの盗難にあった場合には、当会所定の届出書を当会に提出してください。	(3) カードの盗難にあった場合には、当会所定の届出書を当会に提出してください。		
新:3 旧:3	11__ 偽造カード等による払戻し	11__ (偽造カード等による払戻し)		変更
新:4 旧:3	12__ 盗難カードによる払戻し	12__ (盗難カードによる払戻し)		変更
新:4 旧:4	13__ カードの紛失、届出事項の変更等	13__ (カードの紛失、届出事項の変更等)		変更
新:4 旧:4	(1) カードを紛失した場合または法人名、代表者名、代理人、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに当会所定の方法により当会に届出てください。	(1) カードを紛失した場合または法人名、代表者名、代理人、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに当会所定の方法により当会に届出てください。		
新:4 旧:4	(2) 前項の暗証の変更については、貯金機、支払機、振込機により届出ることができます。この場合、貯金機、支払機、振込機の画面表示等の操作手順に した がって貯金機、支払機、振込機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証および変更後の暗証を正確に入力してください。この場合、前項にかかわらず、書面による届出は必要ありません。	(2) 前項の暗証の変更については、貯金機、支払機、振込機により届出ことができます。この場合、貯金機、支払機、振込機の画面表示等の操作手順に 促 って貯金機、支払機、振込機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証および変更後の暗証を正確に入力してください。この場合、前項にかかわらず、書面による届出は必要ありません。		変更
新:4 旧:4	(3) 代理人カードの暗証については、届出の法人のほか、届出の法人があらかじめ届け出た代理人が変更することができます。ただし、代理人が代理人カードの暗証を変更する場合には、貯金機、支払機、振込機を使用するものとします。	(3) 代理人カードの暗証については、届出の法人のほか、届出の法人があらかじめ届け出た代理人が変更することができます。ただし、代理人が代理人カードの暗証を変更する場合には、貯金機、支払機、振込機を使用するものとします。		
新:4 旧:4	14__ カードの再発行等	14__ (カードの再発行等)		変更
新:4 旧:4	(1) カードの盗難、紛失等の場合およびカード利用中においてカード IC 損傷、カード変形、暗証相違回数オーバーによりカード利用不能となった場合のカードの再発行は、当会所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。	(1) カードの盗難、紛失等の場合およびカード利用中においてカード I C 損傷、カード変形、暗証相違回数オーバーによりカード利用不能となった場合のカードの再発行は、当会所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。		変更
新:4 旧:4	(2) カードを再発行する場合には、当会所定の再発行手数料をいただきます。	(2) カードを再発行する場合には、当会所定の再発行手数料をいただきます。		
新:4 旧:4	15__ 貯金機、支払機、振込機への誤入力等	15__ (貯金機、支払機、振込機への誤入力等)		変更

Page	改正後	現行	備考	差異
新:4 旧:4	16__解約、カードの利用停止等	16.__(解約、カードの利用停止等)__		変更
新:4 旧:4	(1) 貯金口座を解約する場合、カードの利用を取りやめる場合、または当会普通貯金規定（普通貯金無利息型(決済用)規定を含みます。以下、同じです。）により、貯金口座が解約された場合には、そのカードを当店に返却いただくか、本カードの <u>IC</u> 部分を切断のうえ破棄してください。	(1) 貯金口座を解約する場合、カードの利用を取りやめる場合、または当会普通貯金規定（普通貯金無利息型(決済用)規定を含みます。以下、同じです。）により、貯金口座が解約された場合には、そのカードを当店に返却いただくか、本カードの <u>IC</u> 部分を切断のうえ破棄してください。		変更
新:4 旧:4	(2) カードの改ざん、不正使用など当会がカードの利用を不適当と認めた場合、および暗証相違回数オーバーの場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当会から請求があり次第直ちにカードを当店に返却してください。	(2) カードの改ざん、不正使用など当会がカードの利用を不適当と認めた場合、および暗証相違回数オーバーの場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当会から請求があり次第直ちにカードを当店に返却してください。		
新:4 旧:4	(3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当会から請求があり次第直ちにカードを当店に返却してください。ただし、後記③の場合は、当会の窓口において当会所定の本人確認書類の提示を受け、当会が届出の法人であることを確認できたときに停止を解除します。	(3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当会から請求があり次第直ちにカードを当店に返却してください。ただし、後記③の場合は、当会の窓口において当会所定の本人確認書類の提示を受け、当会が届出の法人であることを確認できたときに停止を解除します。		
新:5 旧:5	① 第 17 条に定める規定に違反した場合	① 第 17 条に定める規定に違反した場合		
新:5 旧:5	② 普通貯金規定により貯金口座の貯金取引が停止された場合	② 普通貯金規定により貯金口座の貯金取引が停止された場合		
新:5 旧:5	③ 貯金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当会が別途表示する一定の期間が経過した場合	③ 貯金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当会が別途表示する一定の期間が経過した場合		
新:5 旧:5	④ カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当会が判断した場合	④ カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当会が判断した場合		
新:5 旧:5	17__譲渡、質入れ等の禁止	17.__(譲渡、質入れ等の禁止)__		変更
新:5 旧:5	18__規定の適用	18.__(規定の適用)__		変更
新:5 旧:5	(1) この規定に定めのない事項については、当会普通貯金規定および振込規定により取 <u>り</u> 扱います。	(1) この規定に定めのない事項については、当会普通貯金規定および振込規定により取扱います。		追加
新:5 旧:5	(2) この規定は民法に定める定型約款に該当します。当会は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。	(2) この規定は民法に定める定型約款に該当します。当会は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。		
新:5 旧:5	(3) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。	(3) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。		
新:5 旧:5	以 上	以 上		
新:5 旧:5	(2 0 2 6 年 9 月 1 日 現在)	(2 0 2 2 年 4 月 1 日 現在)		

Page	改正後	現行	備考	差異
新:1 旧:1	JA カード（一体型）規定	JA カード（一体型）規定	「JAカード（一体型）規定」の改正内容は「提携約款の作成・編集に関するガイドライン」にしたがい表現を変更（文字の半角統一等）したものであり、内容の改正は無し。以下記載の変更・追加についても同様。	変更
新:1 旧:1	1 JA カード（一体型）	1.（JAカード（一体型））		変更
新:1 旧:1	(1) JA カード（一体型）とは、当会の IC キャッシュカード（ただし「 IC カード規定」所定の代理人カードは除くものとしします。）としての機能（「 IC カード規定」および「デビットカード取引規定」により定められた機能をいい、以下、「 IC キャッシュカード機能」といいます。）と、三菱 UFJ ニコス株式会社（以下、「当社」といいます。）のクレジットカードとしての機能（「 JA カード（一体型）会員規約」により定められた機能をいい、以下、「クレジットカード機能」といいます。）を一体化し、双方の機能を1枚で提供するカードのことをいうものとしします。なお、 JA カード（一体型）のカード券面には「J A C A R D」と表示する他、氏名（ローマ字表示）、クレジットカードの会員番号、有効期限および IC キャッシュカードの貯金口座番号等が表示されるものとしします。	(1) JA カード（一体型）とは、当会の IC キャッシュカード（ただし「 IC カード規定」所定の代理人カードは除くものとしします。）としての機能（「 IC カード規定」および「デビットカード取引規定」により定められた機能をいい、以下、「 IC キャッシュカード機能」といいます。）と、三菱 UFJ ニコス株式会社（以下、「当社」といいます。）のクレジットカードとしての機能（「 JA カード（一体型）会員規約」により定められた機能をいい、以下、「クレジットカード機能」といいます。）を一体化し、双方の機能を1枚で提供するカードのことをいうものとしします。なお、 JA カード（一体型）のカード券面には「J A C A R D」と表示する他、氏名（ローマ字表示）、クレジットカードの会員番号、有効期限および IC キャッシュカードの貯金口座番号等が表示されるものとしします。	なお、「J A C A R D」については固有名詞のため、全角で表記。	変更
新:1 旧:1	(2) JA カード（一体型）は、「普通貯金規定」、「普通貯金無利息型（決済用）規定」「総合口座取引規定」、「総合口座（普通貯金無利息型）取引規定」、のうち JA カード（一体型）のクレジットカード機能の利用代金を決済する口座に関連する規定（以下、「関連規定」といいます。）」、「 IC カード規定」、「デビットカード取引規定」、「 JA カード（一体型）会員規約」および「 JA カード（一体型）規定」（以下、「本規定」といいます。）を承認のうえ、当会および当社所定の方法にて入会を申し込み、当会および当社が認めた者（以下、「利用者」といいます。）に対し、 1 枚のみ発行されるものとしします。	(2) JA カード（一体型）は、「普通貯金規定」、「普通貯金無利息型（決済用）規定」「総合口座取引規定」、「総合口座（普通貯金無利息型）取引規定」、のうち JA カード（一体型）のクレジットカード機能の利用代金を決済する口座に関連する規定（以下、「関連規定」といいます。）」、「 IC カード規定」、「デビットカード取引規定」、「 JA カード（一体型）会員規約」および「 JA カード（一体型）規定」（以下、「本規定」といいます。）を承認のうえ、当会および当社所定の方法にて入会を申し込み、当会および当社が認めた者（以下、「利用者」といいます。）に対し、 1 枚のみ発行されるものとしします。		変更
新:1 旧:1	(3) JA カード（一体型）のクレジットカード機能の利用代金を決済する口座は、当該 JA カード（一体型）の貯金口座とするものとしします。	(3) JA カード（一体型）のクレジットカード機能の利用代金を決済する口座は、当該 JA カード（一体型）の貯金口座とするものとしします。		変更
新:1 旧:1	2 JA カード（一体型）の貸与および譲渡等の禁止	2.（JAカード（一体型）の貸与および譲渡等の禁止）		変更
新:1 旧:1	(1) JA カード（一体型）の所有権は、当会および当社に帰属するものとし、利用者に貸与されるものとしします。	(1) JA カード（一体型）の所有権は、当会および当社に帰属するものとし、利用者に貸与されるものとしします。		変更
新:1 旧:1	(2) 利用者は、 JA カード（一体型）の使用と管理を善良なる管理者の注意をもって行うものとし、 JA カード（一体型）を第三者に貸与、質入れ、譲渡等その占有を第三者に移転することは一切できません。	(2) 利用者は、 JA カード（一体型）の使用と管理を善良なる管理者の注意をもって行うものとし、 JA カード（一体型）を第三者に貸与、質入れ、譲渡等その占有を第三者に移転することは一切できません。		変更
新:1 旧:1	(3) 利用者は、 JA カード（一体型）を貸与されたときは直ちに当該カードの所定の署名欄に自署するものとしします。	(3) 利用者は、 JA カード（一体型）を貸与されたときは直ちに当該カードの所定の署名欄に自署するものとしします。		変更
新:2 旧:2	3 JA カード（一体型）の取り扱い	3.（JAカード（一体型）の取り扱い）		変更
新:2 旧:2	(1) 利用者は、貯金の預入れ・払戻し・振込・現金の借受または残高照会等の取り引きが可能な機器（以下、「自動機」といいます。）において JA カード（一体型）を利用する場合は、 JA カード（一体型）表面に記載されているカード挿入方向の指示に した がって、 IC キャッシュカード機能とクレジットカード機能を使い分けするものとしします。	(1) 利用者は、貯金の預入れ・払戻し・振込・現金の借受または残高照会等の取り引きが可能な機器（以下、「自動機」といいます。）において JA カード（一体型）を利用する場合は、 JA カード（一体型）表面に記載されているカード挿入方向の指示に 従 って、 IC キャッシュカード機能とクレジットカード機能を使い分けするものとしします。		変更
新:2 旧:2	(2) 利用者が、 JA カード（一体型）のデビットカードとしての機能（「デビットカード取引規定」により定められた機能をいいます。）およびクレジットカード機能の両機能を使用できる加盟店において JA カード（一体型）を利用してショッピングを行う場合には、 JA カード（一体型）提示の際に、いずれの機能を利用するかについて、当該加盟店に申告するものとしします。	(2) 利用者が、 JA カード（一体型）のデビットカードとしての機能（「デビットカード取引規定」により定められた機能をいいます。）およびクレジットカード機能の両機能を使用できる加盟店において JA カード（一体型）を利用してショッピングを行う場合には、 JA カード（一体型）提示の際に、いずれの機能を利用するかについて、当該加盟店に申告するものとしします。		変更
新:2 旧:2	(3) 第1項および第2項において利用者の過失により使用方法を錯誤した場合に生じる不利益・損害については、利用者の負担とし、また利用者は、利用者の過失により使用方法を錯誤した場合の取り引きに基づく債務についての支払義務を免れないものとしします。	(3) 第1項および第2項において利用者の過失により使用方法を錯誤した場合に生じる不利益・損害については、利用者の負担とし、また利用者は、利用者の過失により使用方法を錯誤した場合の取り引きに基づく債務についての支払義務を免れないものとしします。		変更
新:2 旧:2	4 有効期限	4.（有効期限）		変更
新:2 旧:2	(1) JA カード（一体型）におけるクレジットカード機能の有効期限（以下、「有効期限」といいます。）は当社が指定するものとし、 JA カード（一体型）表面に表示した月の末日までとしします。	(1) JA カード（一体型）におけるクレジットカード機能の有効期限（以下、「有効期限」といいます。）は当社が指定するものとし、 JA カード（一体型）表面に表示した月の末日までとしします。		変更
新:2 旧:2	(2) 有効期限までにクレジットカード機能退会の申し出がない利用者で、かつ、当社が引き続き利用者として承認する場合、有効期限を更新した新たな JA カード（一体型）（以下、「新カード」といいます。）が発行・貸与されるものとしします。	(2) 有効期限までにクレジットカード機能退会の申し出がない利用者で、かつ、当社が引き続き利用者として承認する場合、有効期限を更新した新たな JA カード（一体型）（以下、「新カード」といいます。）が発行・貸与されるものとしします。		変更
新:2 旧:2	(3) 当社がクレジットカード機能の提供を承認しなかった場合には、当会が「 IC カード規定」および「デビットカード取引規定」により発行される IC キャッシュカード（以下、「 IC キャッシュカード」といいます。）を発行し貸与するものとしします。	(3) 当社がクレジットカード機能の提供を承認しなかった場合には、当会が「 IC カード規定」および「デビットカード取引規定」により発行される IC キャッシュカード（以下、「 IC キャッシュカード」といいます。）を発行し貸与するものとしします。		変更
新:2 旧:2	(4) 第2項で利用者が新カードの交付を受けた場合は、新カードを初めて自動機に挿入して貯金の預入れ・払戻し・振込・現金の借受または残高照会等を行った時点、あるいはデビットカードとしての機能を使用した時点で、それまでご利用中の JA カード（一体型）（以下、「旧カード」といいます。）の使用ができなくなります。また、新カードを使用しない場合でも、旧カードは当該カードに印字されている有効期限後に、当該カードの使用ができなくなります。	(4) 第2項で利用者が新カードの交付を受けた場合は、新カードを初めて自動機に挿入して貯金の預入れ・払戻し・振込・現金の借受または残高照会等を行った時点、あるいはデビットカードとしての機能を使用した時点で、それまでご利用中の JA カード（一体型）（以下、「旧カード」といいます。）の使用ができなくなります。また、新カードを使用しない場合でも、旧カードは当該カードに印字されている有効期限後に、当該カードの使用ができなくなります。		変更
新:2 旧:2	(5) 第4項により使用できなくなった旧カードは利用者が責任をもって破棄するものとしします。なお、旧カードを破棄しなかったことにより生じた不利益・損害等については、当会および当社は責任を負わないものとしします。	(5) 第4項により使用できなくなった旧カードは利用者が責任をもって破棄するものとしします。なお、旧カードを破棄しなかったことにより生じた不利益・損害等については、当会および当社は責任を負わないものとしします。		変更
新:3 旧:3	5 JA カード（一体型）の盗難・紛失の場合の責任と損害の負担	5.（JAカード（一体型）の盗難・紛失の場合の責任と損害の負担）		変更

Page	改正後	現行	備考	差異
新:3 旧:3	(1) 万一利用者が、 JA カード（一体型）を盗難、詐取もしくは横領（以下、「盗難」といいます。）され、または紛失した場合は、速やかに当会および当社それぞれに電話等により届出のうえ、最寄りの警察署へお届けいただくものとします。	(1) 万一利用者が、 JJA カード（一体型）を盗難、詐取もしくは横領（以下、「盗難」といいます。）され、または紛失した場合は、速やかに当会および当社それぞれに電話等により届出のうえ、最寄りの警察署へお届けいただくものとします。		変更
新:3 旧:3	(2) 盗難・紛失の通知を当会が受けた場合には、当会が IC キャッシュカード機能を停止するものとします。また、盗難・紛失の通知を当社が受けた場合には、当社がクレジットカード機能を停止するものとします。	(2) 盗難・紛失の通知を当会が受けた場合には、当会が IC キャッシュカード機能を停止するものとします。また、盗難・紛失の通知を当社が受けた場合には、当社がクレジットカード機能を停止するものとします。		変更
新:3 旧:3	(3) 第2項にかかわらず、当会および当社のいずれかに通知があった場合は、任意に当会が IC キャッシュカード機能を、当社がクレジットカード機能をそれぞれ停止することができます。これに伴う不利益・損害等については、当会および当社は責任を負わないものとします。	(3) 第2項にかかわらず、当会および当社のいずれかに通知があった場合は、任意に当会が IC キャッシュカード機能を、当社がクレジットカード機能をそれぞれ停止することができます。これに伴う不利益・損害等については、当会および当社は責任を負わないものとします。		変更
新:3 旧:3	(4) 利用者は、 JA カード（一体型）が盗難・紛失にあった場合には、第1項の通知の他、当会に所定の書面により届出を行わなければなりません。	(4) 利用者は、 JJA カード（一体型）が盗難・紛失にあった場合には、第1項の通知の他、当会に所定の書面により届出を行わなければなりません。		変更
新:3 旧:3	(5) 盗難・紛失により被る損害については、 IC キャッシュカード機能に関わる損害については「 IC カード規定」が、クレジットカード機能に関わる損害については「 JA カード（一体型）会員規約」がそれぞれ適用されるものとします。	(5) 盗難・紛失により被る損害については、 IC キャッシュカード機能に関わる損害については「 IC カード規定」が、クレジットカード機能に関わる損害については「 JJA カード（一体型）会員規約」がそれぞれ適用されるものとします。		変更
新:3 旧:3	6 届出事項の変更	6.（届出事項の変更）		変更
新:3 旧:3	(1) 利用者が届け出た氏名、勤務先、住所等に変更があった場合、もしくは JA カード（一体型）の決済口座の変更を希望する場合には、利用者はただちに当会あて所定の届出用紙により手続きをしていただきます。利用者が届け出た変更事項は当会から当社へ送付し、これをもって「 JA カード（一体型）会員規約」に定める届出があったものとします。	(1) 利用者が届け出た氏名、勤務先、住所等に変更があった場合、もしくは JJA カード（一体型）の決済口座の変更を希望する場合には、利用者はただちに当会あて所定の届出用紙により手続きをしていただきます。利用者が届け出た変更事項は当会から当社へ送付し、これをもって「 JJA カード（一体型）会員規約」に定める届出があったものとします。		変更
新:3 旧:3	(2) JA カード（一体型）の IC キャッシュカード機能にかかる暗証番号を変更する場合には、利用者は当会に所定の手続きを行うものとします。また、クレジットカード機能にかかる暗証番号を変更する場合には、利用者は当社に所定の書面により届出を行うものとします。	(2) JJA カード（一体型）の IC キャッシュカード機能にかかる暗証番号を変更する場合には、利用者は当会に所定の手続きを行うものとします。また、クレジットカード機能にかかる暗証番号を変更する場合には、利用者は当社に所定の書面により届出を行うものとします。		変更
新:3 旧:3	(3) 第1項のうち氏名に変更があった場合、もしくは JA カード（一体型）の決済口座の変更を希望する場合には、第10条所定の再発行手続きがとられるものとします。	(3) 第1項のうち氏名に変更があった場合、もしくは JJA カード（一体型）の決済口座の変更を希望する場合には、第10条所定の再発行手続きがとられるものとします。		変更
新:3 旧:3	(4) 第2項のうち、クレジットカード機能にかかる暗証番号を変更する場合は、第10条所定の再発行手続きがとられるものとします。	(4) 第2項のうち、クレジットカード機能にかかる暗証番号を変更する場合は、第10条所定の再発行手続きがとられるものとします。		変更
新:3 旧:3	7 JA カード（一体型）の機能分離等	7.（JJAカード（一体型）の機能分離等）		変更
新:3 旧:3	(1) 利用者は、 JA カード（一体型）について次のことを行う場合には、当会あて所定の届出用紙により申込または届出を行うものとします。利用者が提出した届出については、当会から当社に送付し、これをもって本項に定める申込または届出があったものとします。なお、この場合、 JA カード（一体型）を分離するか、 JA カード（一体型）の機能のいずれか一方または双方が利用できなくなる場合があります。	(1) 利用者は、 JJA カード（一体型）について次のことを行う場合には、当会あて所定の届出用紙により申込または届出を行うものとします。利用者が提出した届出については、当会から当社に送付し、これをもって本項に定める申込または届出があったものとします。なお、この場合、 JJA カード（一体型）を分離するか、 JJA カード（一体型）の機能のいずれか一方または双方が利用できなくなる場合があります。		変更
新:4 旧:4	① JA カード（一体型）の IC キャッシュカード機能とクレジットカード機能を分離し、 IC キャッシュカードと「 Nicos カード会員規約、 JA カード会員特約、 JA カード「個人情報の取 _り 扱いに関する特約」、ロードアシスタンスサービス規定」により定められたクレジットカード機能のみを有する JA カード（以下、「 JA カード」といいます。）それぞれの発行を希望する場合	① JJA カード（一体型）の IC キャッシュカード機能とクレジットカード機能を分離し、 IC キャッシュカードと「 Nicos カード会員規約、 JA カード会員特約、 JA カード「個人情報の取扱いに関する特約」、ロードアシスタンスサービス規定」により定められたクレジットカード機能のみを有する JJA カード（以下、「 JJA カード」といいます。）それぞれの発行を希望する場合		変更
新:4 旧:4	② JA カード（一体型）の IC キャッシュカード機能の利用を取りやめ、 JA カードのみ発行を希望する場合	② JJA カード（一体型）の IC キャッシュカード機能の利用を取りやめ、 JJA カードのみ発行を希望する場合		変更
新:4 旧:4	③ JA カード（一体型）のクレジットカード機能の利用を取りやめ、キャッシュカードのみ発行を希望する場合	③ JJA カード（一体型）のクレジットカード機能の利用を取りやめ、キャッシュカードのみ発行を希望する場合		変更
新:4 旧:4	④ JA カード（一体型）の IC キャッシュカード機能とクレジットカード機能の両方の利用を取りやめる場合	④ JJA カード（一体型）の IC キャッシュカード機能とクレジットカード機能の両方の利用を取りやめる場合		変更
新:4 旧:4	⑤決済口座を、当会以外の JA カード（一体型）を扱う組合または連合会の口座に変更する場合	⑤決済口座を、当会以外の JJA カード（一体型）を扱う組合または連合会の口座に変更する場合		変更
新:4 旧:4	⑥決済口座を、 JA カード（一体型）を扱わない他の金融機関の口座に変更する場合	⑥決済口座を、 JJA カード（一体型）を扱わない他の金融機関の口座に変更する場合		変更
新:4 旧:4	⑦決済口座を解約する場合	⑦決済口座を解約する場合		
新:4 旧:4	(2) 第1項のうち、②、④、⑦の場合は、当該 JA カード（一体型）は当会に提出するものとし、②の場合に、新たに JA カードが交付されるまでの間、利用者はクレジットカード機能を利用できなくなりますが、これに伴う不利益・損害等については、当会および当社は責任を負わないものとします。	(2) 第1項のうち、②、④、⑦の場合は、当該 JJA カード（一体型）は当会に提出するものとし、②の場合に、新たに JJA カードが交付されるまでの間、利用者はクレジットカード機能を利用できなくなりますが、これに伴う不利益・損害等については、当会および当社は責任を負わないものとします。		変更
新:4 旧:4	(3) 第1項のうち、①、③、⑤、⑥については、 IC キャッシュカードを発行し貸与するものとします。	(3) 第1項のうち、①、③、⑤、⑥については、 IC キャッシュカードを発行し貸与するものとします。		変更
新:4 旧:4	(4) 第1項のうち、①、②、⑥、⑦については、利用者が当社所定の方法により、 JA カードの発行の申込をし、当社が審査のうえ承認した場合には、 JA カードを発行し貸与するものとします。	(4) 第1項のうち、①、②、⑥、⑦については、利用者が当社所定の方法により、 JJA カードの発行の申込をし、当社が審査のうえ承認した場合には、 JJA カードを発行し貸与するものとします。		変更
新:4 旧:4	8 JA カード（一体型）の種別変更等	8.（JJAカード（一体型）の種別変更等）		変更
新:4 旧:4	(1) 利用者は、 JA カード（一体型）のクレジットカード機能のうち、種別の変更を希望する場合には、当会あて所定の届出用紙により申込を行うものとします。利用者が提出した届出の全部または一部については、当会から当社に送付し、これをもって種別の変更の申込が当社にあったものとします。	(1) 利用者は、 JJA カード（一体型）のクレジットカード機能のうち、種別の変更を希望する場合には、当会あて所定の届出用紙により申込を行うものとします。利用者が提出した届出の全部または一部については、当会から当社に送付し、これをもって種別の変更の申込が当社にあったものとします。		変更
新:4 旧:4	(2) 第1項により新たに JA カード（一体型）が交付されることで、使用できなくなった旧カードは利用者が責任をもって破棄するものとします。なお、旧カードを破棄しなかったことにより生じた不利益・損害等については、当会および当社は責任を負わないものとします。	(2) 第1項により新たに JJA カード（一体型）が交付されることで、使用できなくなった旧カードは利用者が責任をもって破棄するものとします。なお、旧カードを破棄しなかったことにより生じた不利益・損害等については、当会および当社は責任を負わないものとします。		変更
新:5 旧:5	9 クレジットカード機能の利用停止等と返却	9.（クレジットカード機能の利用停止等と返却）		変更
新:5 旧:5	(1) 利用者が「本規定」もしくは「 JA カード（一体型）会員規約」に違反した場合、その他当社が利用者として不適当と認めた場合は、当社は、何らの通知、催告せずしてクレジットカード機能の利用停止または会員資格を取	(1) 利用者が「本規定」もしくは「 JJA カード（一体型）会員規約」に違反した場合、その他当社が利用者として不適当と認めた場合は、当社は、何らの通知、催告せずしてクレジットカード機能の利用停止または会員資格を取		変更

Page	改正後	現行	備考	差異
	り消すことができるものとします。	取り消すことができるものとします。		
新:5 旧:5	(2) 当社が第1項により会員資格の取り消しを行った場合には、利用者はJAカード（一体型）をただちに当社の指示する方法に従い当社に返却するものとし、JAカード（一体型）を当社に返却後に、当会はICキャッシュカード等当会所定のカードを発行し貸与するものとします。	(2) 当社が第1項により会員資格の取り消しを行った場合には、利用者はJAカード（一体型）をただちに当社の指示する方法に従い当社に返却するものとし、JAカード（一体型）を当社に返却後に、当会はICキャッシュカード等当会所定のカードを発行し貸与するものとします。		変更
新:5 旧:5	(3) 第2項の場合、新たにICキャッシュカードが交付されるまでの間、利用者はICキャッシュカード機能を利用できなくなりますが、これに伴う不利益・損害等については、当会および当社は責任を負わないものとします。	(3) 第2項の場合、新たにICキャッシュカードが交付されるまでの間、利用者はICキャッシュカード機能を利用できなくなりますが、これに伴う不利益・損害等については、当会および当社は責任を負わないものとします。		変更
新:5 旧:5	(4) 会員資格の取り消しを行った場合には、当会および当社はそれぞれの判断で利用者に事情の通知・催告等を行うことなく当会および当社の現金自動支払機や当社の加盟店等を通じて、JAカード（一体型）を回収することができるものとします。利用者は当会、または当社のどちらか一方からカード回収の要求があったときには、異議なくこれに応じるものとします。	(4) 会員資格の取り消しを行った場合には、当会および当社はそれぞれの判断で利用者に事情の通知・催告等を行うことなく当会および当社の現金自動支払機や当社の加盟店等を通じて、JAカード（一体型）を回収することができるものとします。利用者は当会、または当社のどちらか一方からカード回収の要求があったときには、異議なくこれに応じるものとします。		変更
新:5 旧:5	10__カードの再発行等	10.__(カードの再発行等)		変更
新:5 旧:5	(1) JAカード（一体型）の再発行もしくは第5条、第6条第3項および第4項による再発行を申し込むときは、当会あて所定の届出用紙を提出するものとします。利用者が提出した届出については、当会から当社に送付し、これをもって本項および「JAカード（一体型）会員規約」に定める届出があったものとします。	(1) JAカード（一体型）の再発行もしくは第5条、第6条第3項および第4項による再発行を申し込むときは、当会あて所定の届出用紙を提出するものとします。利用者が提出した届出については、当会から当社に送付し、これをもって本項および「JAカード（一体型）会員規約」に定める届出があったものとします。		変更
新:5 旧:5	(2) 当会および当社が、第1項に定めるカードの再発行に応じるときは、当会および当社が所定の手続きをした後に再発行します。	(2) 当会および当社が、第1項に定めるカードの再発行に応じるときは、当会および当社が所定の手続きをした後に再発行します。		変更
新:5 旧:5	(3) 第1項によりカードが再発行される場合には、利用者は当会および当社所定の再発行手数料請求があった場合は、当該請求金額を支払うものとします。	(3) 第1項によりカードが再発行される場合には、利用者は当会および当社所定の再発行手数料請求があった場合は、当該請求金額を支払うものとします。		変更
新:5 旧:5	11__店舗統廃合	11.__(店舗統廃合)		変更
新:5 旧:5	(1) 当会が店舗統廃合を行った場合には、新たにJAカード（一体型）もしくはICキャッシュカード（以下、「店舗統廃合に伴う新カード」といいます。）を発行し貸与することがあります。	(1) 当会が店舗統廃合を行った場合には、新たにJAカード（一体型）もしくはICキャッシュカード（以下、「店舗統廃合に伴う新カード」といいます。）を発行し貸与することがあります。		変更
新:5 旧:5	(2) 第1項で利用者が店舗統廃合に伴う新カードの交付を受けた場合は、これらのカードを初めて自動機に挿入して貯金の預入れ・払戻し・振込・現金の借受または残高照会等を行った時点、あるいはデビットカードとしての機能を使用した時点で、それまでご利用中の旧カードの使用ができなくなります。また、店舗統廃合に伴う新カードを使用しない場合でも、旧カードは当該カードに印字されている有効期限後に、当該カードの使用ができなくなります。	(2) 第1項で利用者が店舗統廃合に伴う新カードの交付を受けた場合は、これらのカードを初めて自動機に挿入して貯金の預入れ・払戻し・振込・現金の借受または残高照会等を行った時点、あるいはデビットカードとしての機能を使用した時点で、それまでご利用中の旧カードの使用ができなくなります。また、店舗統廃合に伴う新カードを使用しない場合でも、旧カードは当該カードに印字されている有効期限後に、当該カードの使用ができなくなります。		変更
新:5 旧:5	(3) 第2項により使用できなくなった旧カードは利用者が責任をもって破棄するものとします。なお、旧カードを破棄しなかったことにより生じた不利益・損害等については、当会および当社は責任を負わないものとします。	(3) 第2項により使用できなくなった旧カードは利用者が責任をもって破棄するものとします。なお、旧カードを破棄しなかったことにより生じた不利益・損害等については、当会および当社は責任を負わないものとします。		変更
新:6 旧:6	12__情報の管理および同意	12.__(情報の管理および同意)		変更
新:6 旧:6	(1) 利用者は、JAカード（一体型）の発行に関する業務上必要な範囲で、当会および当社が業務を委託する第三者に対し、JAカード（一体型）に表示または記録される当該利用者に関する情報の預託がなされることについて、あらかじめ同意するものとします。	(1) 利用者は、JAカード（一体型）の発行に関する業務上必要な範囲で、当会および当社が業務を委託する第三者に対し、JAカード（一体型）に表示または記録される当該利用者に関する情報の預託がなされることについて、あらかじめ同意するものとします。		変更
新:6 旧:6	(2) 利用者は、JAカード（一体型）の発行、管理等業務遂行上必要な範囲で、当会および当社で当該利用者の属性情報（当該利用者が当会および当社に対しJAカード（一体型）申込時に申込書等により届け出た情報および第6条に基づいて届け出た情報をさすものとします。）、JAカード（一体型）の機能の全部または一部の利用の可否の判断に関わる当該利用者の情報（第4条、第5条、第7条、第8条、第9条、第10条第2項記載の事項、関連規定、「ICカード規定」、「デビットカード取引規定」または「JAカード（一体型）会員規約」に違反した事実等）の共有がなされることについて、あらかじめ同意するものとします。	(2) 利用者は、JAカード（一体型）の発行、管理等業務遂行上必要な範囲で、当会および当社で当該利用者の属性情報（当該利用者が当会および当社に対しJAカード（一体型）申込時に申込書等により届け出た情報および第6条に基づいて届け出た情報をさすものとします。）、JAカード（一体型）の機能の全部または一部の利用の可否の判断に関わる当該利用者の情報（第4条、第5条、第7条、第8条、第9条、第10条第2項記載の事項、関連規定、「ICカード規定」、「デビットカード取引規定」または「JAカード（一体型）会員規約」に違反した事実等）の共有がなされることについて、あらかじめ同意するものとします。		変更
新:6 旧:6	(3) 当会、当社および業務を委託する第三者は、利用者情報に関するプライバシー保護について十分注意を払うものとします。	(3) 当会、当社および業務を委託する第三者は、利用者情報に関するプライバシー保護について十分注意を払うものとします。		
新:6 旧:6	13__規約および規定の準用	13.__(規約および規定の準用)		変更
新:6 旧:6	「本規定」に特段の定めがない場合は、JAカード（一体型）のICキャッシュカード機能については関連規定、「ICカード規定」、「デビットカード取引規定」を、クレジットカード機能については「JAカード（一体型）会員規約」を準用するものとします。	「本規定」に特段の定めがない場合は、JAカード（一体型）のICキャッシュカード機能については関連規定、「ICカード規定」、「デビットカード取引規定」を、クレジットカード機能については「JAカード（一体型）会員規約」を準用するものとします。		変更
新:6 旧:6	また、「本規定」と関連規定、「ICカード規定」、「デビットカード取引規定」または「JAカード（一体型）会員規約」の内容が両立しない場合は、「本規定」が優先的に適用されるものとします。	また、「本規定」と関連規定、「ICカード規定」、「デビットカード取引規定」または「JAカード（一体型）会員規約」の内容が両立しない場合は、「本規定」が優先的に適用されるものとします。		変更
新:6 旧:6	14__本規定の変更	14.__(「本規定」の変更)		変更
新:6 旧:6	(1) 本規定は民法に定める定型約款に該当します。当会は、本規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。	(1) 本規定は民法に定める定型約款に該当します。当会は、本規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。		
新:6 旧:6	(2) 前項による本規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。	(2) 前項による本規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。		
新:6 旧:6	以 上	以 上		
新:6 旧:6	(2026年9月1日現在)	(2020年4月1日現在)		